

接続節における要求表現：連体節と副詞節

大森晃[†]

ohmori@ms.kagu.tus.ac.jp

WWW上の日本語ウェブページが発信する情報のなかには、諸種の物事に対する要求も含まれている。要求の情報源としてWWWを利用するためには、日本語ウェブページに記述されている文からの要求抽出が重要な課題になる。この課題の克服に近づくためには、早計に方法論研究を行うのではなく、「文から要求を抽出するための言語学的基礎論」を整えていく必要がある。そのような言語学的基礎論の設定に向けて、(1)文レベルでの要求概念の定義、(2)所与の文が要求を表現しているか否かを判別するために必要な言語学的知識、がすでに与えられている。文から要求を抽出するための言語学的基礎論の一部として、さらに(3)複文における諸種の接続節における要求表現の可否や、要求を表現し得る接続節がどのような場合に要求を表現するののかに関する言語学的知識、が必要である。本論文では、諸種の接続節のうち連体節と副詞節を取り上げて、上記(3)を明らかにした。

A Requirement Expression in a Connective Clause: Adnominal Clause and Adverb Clause

AKIRA OHMORI[†]

Those pieces of information which Japanese web pages in the WWW transmit include requirements to a variety of things. In order to use WWW as the information source of requirements, it becomes an important problem to extract requirements from sentences described in Japanese web pages. To get closer to conquest of this problem, it is necessary to create "a linguistic foundation to extract requirements from a sentence" without conducting methodological study hastily. Toward creation of such a linguistic foundation, the following (1) and (2) have been already given: (1) A definition of the concept of requirement at sentence level; (2) Linguistic knowledge which is necessary to judge whether a given sentence expresses a requirement. As a part of a linguistic foundation to extract requirements from a sentence, furthermore, the following (3) is necessary: (3) Linguistic knowledge about what kind of connective clause in a complex sentence can or cannot express a requirement; and about what situation the connective clause that can express a requirement expresses a requirement in. This paper has addressed adnominal clauses and adverb clauses among a variety of connective clauses, and has clarified the above (3).

1. はじめに

WWW上の日本語ウェブページは諸種の物事（例えば、マンション、PC、学習塾、耐震強度、薬害、いじめ）に関わる情報を多数発信しており、それらの情報のなかには諸種の物事に対する要求も含まれている。一般に、あらゆる産業において要求は既存の物事の改善、新しい物事の発案にとって重要な契機となることから、要求を把握することは非常に重要な活動として位置づけることができる。要求を把握するための情報源のひとつとして、大規模で電子的な情報資源であるWWWは貴重である。特に、ある物の利用者や、ある事への関係者を特定できず、その利用者や関係者から直接的に要求を聞くことができない状況では、要求の情報源としてのWWWの貴重性はますます高くなる。要求の情報源としてWWWを利用するためには、日本語ウェブページに記述されている文からの要求抽出が重要な課題になる。

要求抽出に関連して、いくつかの方法論研究（手法や技術の研究）がすでに行われている[1][2][3][4]。しかしながら、これらの方法論研究においては共通して、要求の概念規定が与えられていない。そのため、要求とは何であるかが曖昧である。これに起因して、所与の文について、文中の何を要求抽出の対象とするのかが曖昧であり、要求文か否かの判別にも曖昧さが残る。要求抽出に関する研究を行うにあたって、こうした曖昧さを極力残さないために、要求の概念規定を明示しておくことは非常に重要なことであると考えられる。また、要求抽出に関連するこれらの方法論研究では、アンケート調査における回答文を対象にしてきた。この種の回答文は、ウェブページに記述されている文に比べれば、書き手の多様性、主題の多様性、主観性－客観性という対立における多様性、書き言葉－話し言葉という対立における多様性など、諸点について文の多様性が小さい。

要求抽出に関連する研究のこのような状況から、日本語ウェブページに記述されている文からの要求抽出を課題とする研究は、萌芽期にあると言える。研究の萌芽期にあつて当該課題の克服に近づくためには、早計に方法論研究を行うのではなく、「文から要求を抽出するための言語学的基礎論」を整えていく必要がある。

上記の点を踏まえて大森[5]は、そのような言語学的基礎論を整えていく研究の一環として、(1)文レベルで要求概念の定義を与え、(2)所与の文（特に単文と、複文の主節）が話し手の要求を表現するか否か、あるいは他者の要求を表現するか否かを、要求概念の定義に立ち返ることなく的確に判別するために必要な、ひとつのまとまった言語学的知識として「話し手の要求の態度」と「他者の要求の態度」を明らかにしている。その一方で、複文における諸種の接続節[a]における要求表現の可否や、要求を表現し

[†] 東京理科大学
Tokyo University of Science

a) 益岡ら[6]によれば、複文は複数の節で構成され、文末の述語を中心とした節は主節と呼ばれ、主節以外の

得る接続節がどのような場合に要求を表現するのかに関する言語学的知識を明らかにすることを、課題として残している。この課題は、要求抽出に関連するこれまでの方法論研究[1][2][3][4]においても扱われていない。

本論文では、関連知識として、まず大森[5]による要求概念の定義、要求の態度[b]について概観する。その上で、接続節として連体節と副詞節を取り上げ、それらにおける要求表現の可否や、要求を表現し得る連体節や副詞節がどのような場合に要求を表現するのかを明らかにすることを目的とする。なお、原則として、接続節における要求表現の可否については、要求の態度という言語学的知識を利用して検討する。接続節の種別によっては、要求の態度という言語学的知識を利用できない場合もある。そのような場合には、要求概念の定義に立ち返って、接続節における要求表現の可否を検討する。

2. 要求概念の定義

益岡[7]によれば、文は意味的には事態（広義の出来事）を表す領域と話し手（表現者）の態度（事態の捉え方、文の述べ方）を表す領域からなる。また、日本語文には事態の望ましさを表す表現を含むものがある。大森[5]は、文に描かれている事態のうち望ましい事態が要求抽出の対象となる候補であるという立場にたって、要求とは何かについて独自に考察し、文レベルで要求という概念を以下のように定義し、その上で、要求を表現する文を要求文と呼んでいる。

《要求概念の定義》

要求とは、文に描かれている事態のうち、発話時に以下の条件を満たす事態である。

条件 1：当該事態は、それを捉える当事者にとって望ましい事態である。

条件 2：当該事態は、当該当事者にとって未実現である。

条件 3：当該事態の実現主体として、個人、集団、組織など、意志を持つ主体が存在する。

条件 4：当該当事者は、当該事態の実現を、当該事態の実現主体に求めている。

本定義において用いられている「発話時」という概念は「文の発話時」ではなく「事態の発話時」を意味していることに注意が必要である。そこで、事態の発話時について概説しておく。まず以下の文例[7]を見てみよう[c]。

文例 1：両氏が交代する場合は、「挙党態勢」構築を目指し、規模の大きい橋本派や江藤・亀井派からの後任起用が望ましいとの声が首相に近い党幹部から出ており、…

節は一括して接続節と呼ばれる。また、接続節は並列節と従属節とに分けられ、従属節はさらに補足節、連体節、副詞節に分けられる。本論文では、接続節の種別についてはこれに従う。

b) 本論文では、話し手の要求の態度、他者の要求の態度を総じて「要求の態度」と呼ぶ。

c) 本論文では、文献から引用した文例については参考文献を明記する。参考文献を明示していない文例は、自作の文例である。

…。

本文例において、引用によって表現されている「橋本派や江藤・亀井派からの後任起用」という事態に着目する。当該事態が時間軸上で最初に発話された時点（この時点が「事態の発話時」と呼ばれる）は、「首相に近い党幹部」が「両氏が交代する場合は、……橋本派や江藤・亀井派からの後任起用が望ましい」と発話した時点であり、当該文の発話時より前である。このように、文中で事態が引用によって表現されている場合には、事態の発話時が文の発話時と同じであるとは限らない。

一方、以下の文例[7]を見てみよう。

文例 2：ねえ、どうやら昨夜激しく雪が降ったようだよ。

本文例では、「昨夜激しく雪が降った」という事態は引用によって表現されたものではない。そして、当該事態を捉える当事者は話し手である。つまり、当該文は話し手が捉える事態を引用によらず表現している。したがって、当該事態が時間軸上で最初に発話された時点（つまり、当該事態の発話時）は、当該文の発話時である。このように、文中で引用によって表現されていない、話し手が捉える事態については、当該事態の発話時と当該文の発話時とは同じである。

大森[5]による要求概念の定義では、事態の望ましさと未実現性などを判断する基準時を当該事態の発話時とすることによって、文中で引用によって表現されている事態と、そうでない事態との双方を統一的に扱えるようになっている。以下、単に「発話時」と表現する場合、それは事態の発話時を意味するものとする。

3. 要求の態度

3.1 話し手の要求の態度

大森[5]は、仁田[8]の日本語モダリティ論や益岡ら[6]の日本語文法論を参考にして、話し手の態度として命令、依頼、禁止、誘いかけ、希望、当為（要求）の態度を発話時に帯びる文は要求文であると判別できるということを明らかにしている。ここで、当為（要求）の態度は「～べきだ」、「～なければならない」のような述語の基本形をとって表される当為の態度である。

大森[5]は、これらの態度を総じて「話し手の要求の態度」と呼んでいる。話し手の要求の態度という言語学的知識は、これによって所与の文が話し手の要求を表現する要求文であるか否かを要求概念の定義に立ち返ることなく的確に判別できるようになるという意味で、有用である。

3.2 他者の要求の態度

大森[5]は、例えば以下の2つの文例で示すような、話し手が引用の形式を用いないで他者の要求を代弁したり、伝達したりする文について考察している。

文例 1：娘はお小遣いを値上げしてほしいがっている。

文例2：親父は私が学校の教師になることを希望している。

そして結果として、文が引用の形式を取らないで話し手にとって既定の事態を表し、発話時に他者の態度として命令、依頼、禁止、誘いかけ、希望の態度を帯びる場合には、当該文は他者の要求を表現する要求文であると判別できるとしている。そして、引用の形式を用いることなく、話し手にとって既定の事態のなかに埋め込まれた他者の命令、依頼、禁止、誘いかけ、希望の態度を総じて「他者の要求の態度」と呼んでいる。例えば上記の文例1においては、話し手にとって既定の事態は当該文例の全体、つまり「娘がお小遣いを値上げしてほしいがっている」という心理的な事態である。そして、そのなかに「娘」の希望の態度が「(し)てほしいがっている」という表現によって埋め込まれている。

他者の要求の態度という言語学的知識は、これによって所与の文が他者の要求を表現する要求文であるか否かを、要求概念の定義に立ち返ることなく的確に判別できるようになるという意味で、有用である。

3.3 要求の態度を表す表現

大森[5]によれば、要求の態度を表す表現には、文法的な表現形式と、語彙的表現がある。これらの表現は、所与の文が要求の態度を帯びるか否かを判別する上で具体的な手がかりとなり、具体的な言語学的知識として有用である。例えば「～しろ」、「～してくれ」、「～するな」、「～しよう」、「～してほしい」、「～してほしいがっている」、「～べきだ」は、要求の態度を表す文法的な表現形式である。また、例えば「命じる」、「命じている」、「頼む」、「頼んでいる」、「禁じる」、「禁じている」、「誘う」、「誘っている」、「望む」、「望んでいる」、「望ましい」は、要求の態度を表す語彙的表現である。

4. 連体節における要求表現

名詞を修飾する連体節には、補足語修飾節、相対名詞修飾節、内容節の3種類がある[6]。本節では、これらの連体節における要求表現の可否や、要求を表現し得る連体節がどのような場合に要求を表現するのかを明らかにする。

4.1 補足語修飾節

補足語修飾節は、(1)被修飾名詞が指し示す対象を限定する場合、(2)一定の対象を指し示す被修飾名詞に何らかの情報を付加する場合、がある[6]。まず、以下の文例を見てみよう。

文例1：[私が作ってほしい]料理は親子どんぶりです[d]。

本文例の補足語修飾節である「私が作ってほしい」は、要求の態度を表す表現「(作)てほしい」を伴っている。しかしながら、その表現は「私は料理を作してほしい。」

と主張するために用いられているのではなく、単に被修飾名詞「料理」が指し示す対象を限定するために用いられているに過ぎない。結果として、本文例の補足語修飾節は要求の態度を帯びるものではない。

次に、以下の文例を見てみよう。

文例2：[大学へ進学したがっている]太郎への支援は惜しまない。

本文例の補足語修飾節である「大学へ進学したがっている」も要求の態度を表す表現「(進学し)たがっている」を伴っている。しかしながら、その表現は「太郎は大学へ進学したがっている。」と主張するために用いられているのではなく、単に被修飾名詞「太郎」が指し示す一定の対象についての情報を付加するために用いられているに過ぎない。結果として、本文例の補足語修飾節は要求の態度を帯びるものではない。

以上のことから、補足語修飾節は要求を表現し得ない。

4.2 相対名詞修飾節

益岡ら[6]の説明に基づけば、相対名詞修飾節は、被修飾名詞(相対名詞とも呼ばれる)が指し示す時や場所を決めるための、基準となる時や場所を設定するという性格を持つと言える。以下の文例を見てみよう。

文例1：[学校へ行かなければならない]前日は必ず風呂に入りにしている。

本文例の相対名詞修飾節は「学校へ行かなければならない」であり、相対名詞は「前日」である。そして、当該の相対名詞修飾節は「(行か)なければならぬ」という要求の態度を表す表現を伴っている。しかしながら、そのような表現は「学校へ行かなければならぬ。」と主張するために用いられているのではない。それは単に、相対名詞「前日」が指し示す時を的確に決めるための基準日(つまり、「学校へ行かなければならぬ日」)を設定するために用いられているに過ぎない。結果として、本文例の相対名詞修飾節は要求の態度を帯びるものではない。

以下の文例からも分かるように、「前」、「うしろ」、「そば」のような場所を表す相対名詞を、要求の態度を表す表現を伴う相対名詞修飾節によって修飾するような、意味的に自然な文は考えにくい。

文例2：[君に座ってほしい]{前/うしろ/そば}に大きな木がある[e]。

以上のことから、相対名詞修飾節は要求を表現し得ない。

4.3 内容節

益岡ら[6]によれば、内容節は、被修飾名詞が指し示す対象の内容を表す連体節である。内容節を伴うことができる名詞のなかには引用が関係する名詞、すなわち「発言」、「報告」、「指示」、「依頼」、「意見」、「考え」などの発言・思考にかかわる名詞がある。引用が関係する名詞が内容節を伴う場合「という」、「との」を伴う。

d) 以下、文例として示す複文において、半角括弧記号“[”と“]”で囲んだ部分が接続節であり、その他の部分が主節である。

e) {文字列1/・・・/文字列N}の表記は文字列1～文字列Nのどれかひとつを意味する。また、この表記においてφは空文字列を意味するものとする。

本論文では、被修飾名詞の内容を引用によらないで表す内容節を「非引用の内容節」と呼び、被修飾名詞の内容を引用によって表す内容節を「引用の内容節」と呼ぶことにする。どちらの内容節であるかは被修飾名詞に依存する。また便宜上、引用の内容節に現れる誰かの発言内容や思考内容を引用内容と呼ぶ。

4.3.1 非引用の内容節

以下の文例を見てみよう。

文例 1: [明日裁判所に出頭しなければならない]可能性もある。

文例 2: そろそろ, [あなた方にここから退去することを要求する]状況が近づいている。

文例 3: 彼女には, [すべての人を愛したがる]癖がある。

各文例における内容節は、非引用の内容節であり、要求の態度を表す表現を伴っている。しかしながら、非引用の内容節はもっぱら、被修飾名詞の内容を話し手が自身の言葉で説明し限定する連体節として機能する。そのため、非引用の内容節が要求の態度を表す表現を伴うにしても、それは要求の態度を表出するために用いられているのではなく、被修飾名詞の内容を話し手が的確に説明し限定するために必要であるから用いられているに過ぎない。このことは、上記の文例 1～文例 3 における非引用の内容節が、要求の態度を帯びることはないということを意味する。実際、各文例の内容節は、「明日裁判所に出頭しなければならない」、「あなた方にここから退去することを要求する」、「(彼女は) すべての人を愛したがる。」ということを実主張するものではない。

以上のことから、非引用の内容節は要求を表現し得ない。

4.3.2 引用の内容節

以下の文例を見てみよう。

文例 1: ユーザから, [もっと分かり易い解説書を作成するように {という／との}] 要望があった。

本文例の内容節は引用の内容節であり、要求の態度を表す表現として「(作成するように)」を伴っている。この場合、当該の内容節が「(作成するように)」によって発話時に要求の態度を帯びるか否かが問題となる。

本文例の内容節における「もっと分かり易い解説書を作成するように」という引用内容は「ユーザ」の発言内容を引用したものである。当該引用内容は、そこに描かれている「(誰かが) もっと分かり易い解説書を作成する」という事態の発話時に、つまり「ユーザ」が「もっと分かり易い解説書を作成するように。」と発言した時に、「(作成するように)」という要求の態度を表す表現を伴って「ユーザ」の要求の態度を帯びている。したがって、当該事態は「ユーザ」の要求であると判別できる。

引用内容が発言内容ではなく思考内容を表す場合についても同様である。以下の文例を見てみよう。

文例 2: 私は[海外に留学したい {という／との}]気持ちを伝えなければならない。本文例の内容節における「海外に留学したい」という引用内容は「私」(文の話し手)の思考内容を引用したものである。当該引用内容は、そこに描かれている「(私が)海外に留学する」という事態の発話時に、つまり「私」が「海外に留学したい。」と心内発話した時に、「(留学し)たい」という要求の態度を表す表現を伴って「私」の要求の態度を帯びている。したがって、当該事態は「私」の要求であると判別できる。

ただし、以下に示す文例 3 のように、主節の述語が引用内容の存在を否定するような場合がある。存在しない引用内容が要求を表現することはあり得ない。

文例 3: ユーザから, [もっと分かり易い解説書を作成するように {という／との}] 要望はなかった。

また、以下に示す文例 4 や文例 5 のように、主節が話し手の態度として、話し手が真とは断定できない知識を相手に述べるという概言の態度[6]を帯びたり、主節が真偽疑問の形式で表されたりして、引用内容の存在の真偽が話し手にとって未定であるような場合がある。存在するか否かが定かでない引用内容は、要求を表現しないとするのが適当である。

文例 4: ユーザから, [もっと分かり易い解説書を作成するように {という／との}] 要望があった {ようだ／そうだ／かもしれない}。

文例 5: ユーザから, [もっと分かり易い解説書を作成するように {という／との}] 要望があったのか?

以上のことから、引用の内容節は要求を表現し得る。そして引用の内容節は、引用内容が話し手にとって既定の発言あるいは思考内容であり、要求の態度を表す表現を伴って発話時に要求の態度を帯びる場合には、要求を表現すると言える。

5. 副詞節における要求表現

述語の修飾語(または、主節全体に対する修飾語)として働く代表的な副詞節として、時、原因・理由、条件、譲歩、様態、付帯状況、逆接、目的、程度を表すものがある[6]。以下では、これらの副詞節における要求表現の可否や、要求を表現し得る副詞節がどのような場合に要求を表現するのかを明らかにする。

5.1 時を表す副詞節

益岡ら[6]の説明に基づけば、時を表す副詞節(以下、時節と略称する)は、「～ {とき／ときに／ときは}」の形式によって主節の事態が生起する時を限定したり、「～ あいだ {φ／に／は}」の形式によって主節の事態が継続する期間を限定したりするという性格を持つと言える。

以下の文例を見てみよう。

文例 1: [田中さんに仕事をしてほしい {とき／ときに／ときは}] 携帯に連絡します。

文例 2: [小説を書きたいあいだは]今の仕事を続けます。

文例 1 と文例 2 の時節は、それぞれ要求の態度を表す表現として「(し) てほしい」、「(書き) たい」を伴っている。しかしながら、時節の性格上、時節に出現する要求の態度を表す表現は、要求の態度を表出するために用いられているのではなく、主節の事態が生起または継続する時または期間を的確に限定するために必要であるから用いられているに過ぎない。このことは、要求の態度を表す表現を伴う時節が、要求の態度を帯びることはないということの意味する。結果として、文例 1 と文例 2 の時節は要求の態度を帯びるものではない。

以上のことから、時節は要求を表現し得ない。

5.2 原因・理由を表す副詞節

以下の文例を見てみよう。

文例 1: [大学に合格してほしい {ので/から}], 予備校のお金を出してあげる。

本文例の原因・理由を表す副詞節（以下、原因・理由節と略称する）は、要求の態度を表す表現「(合格し) てほしい」を伴っている。この場合、当該の原因・理由節が「(合格し) てほしい」によって発話時に要求の態度を帯びるか否かが問題となる。この問題を検討するために、本文例における原因・理由節と主節を以下のように単文化してみる。ここで、複文の節を単文化するとは、当該節における事態と態度の明示的あるいは暗示的な表現を、必要があれば補足語[6]を補充して、単文によって表現することである。

単文化（原因・理由節）：大学に合格してほしい。

単文化（主節）：予備校のお金を出してあげる。

このとき文例 1 は、これらの単文表現を用いて、以下のようにほぼ同義の連文[f]によって表現できる。

同義連文（文例 1）：大学に合格してほしい。{なので/だから} 予備校のお金を出してあげる。

この同義連文における第 1 文は、文例 1 の原因・理由節に対応している。そして、こうした同義連文表現が可能であるということは、当該の原因・理由節について「大学に合格してほしい。」という言い切りが可能であることを意味している。したがって、当該の原因・理由節は「(合格し) てほしい」によって発話時に話し手の要求の態度を帯びており、要求を表現している。要求に相当する事態（つまり、要求であると判別できる事態）は「(聞き手が) 大学に合格する」である。

同様の論法によって、以下の文例における原因・理由節は発話時に他者の要求の態度を帯び、要求を表現していると言える。要求に相当する事態は「あなたが進学する

{お父さん}」[g]である。

文例 2: [お父さんはあなたに進学してほしいがっている {ので/から}] 頑張りなさい。

以上のことから、原因・理由節は要求を表現し得る。そして原因・理由節は、要求の態度を表す表現を伴って発話時に要求の態度を帯びる場合には、要求を表現すると言える。

5.3 条件を表す副詞節

条件を表す副詞節（以下、条件節と略称する）を伴う複文は、ある 2 つの事態間の依存関係を表し、代表的な形式としては「～ { (れ) ば/たら/なら}」がある[6]。

以下の文例を見てみよう。

文例 1: [私がオリンピックに出 {たければ/たかったら/たいなら}], もっと練習するでしょうね。

本文例の条件節は、話し手の要求の態度を表す表現として「(出) たけれ (ば) / (出) たかつ (たら) / (出) たい (なら)」を伴っている。しかしながら、条件節では、話し手の要求の態度を表す表現によって表されるのは、単に条件として仮定されている話し手の心的態度であるに過ぎない。このことは、話し手の要求の態度を表す表現を伴う条件節が、話し手の要求の態度を事実として帯びることはないということの意味する。結果として、本文例の条件節は話し手の要求の態度を帯びるものではない。

次に、以下の文例を見てみよう。

文例 2: [彼が私と結婚したがっているなら], 私はとっても嬉しいわ。

本文例の条件節は他者の要求の態度を表す表現「(結婚し) たがっている」を伴っている。しかしながら、それは、本文例の条件節で話し手が条件として仮定している「彼が私と結婚したがっている」という心理的な事態のなかに埋め込まれたものである。この場合、当該事態が仮定であって事実ではないということから、本文例の条件節は他者の要求の態度を事実として帯びるものではない。

以上のことから、条件節は要求を表現し得ない。

5.4 譲歩を表す副詞節

譲歩を表す副詞節（以下、譲歩節と略称する）を伴う複文は、ある 2 つの事態間の依存関係をいったん仮定し、それが必ずしも成り立たないことを述べるものであり、代表的な形式としては「～ {ても/たって/としても}」がある[6]。

譲歩節については分かりにくいと思われるので、若干補足しておく。条件節における事態（前件と呼ばれることがある）を P、主節における事態（後件と呼ばれることがある）を Q とすると、条件節を伴う複文は「P (れ) ば Q」、「P たら Q」、「P なら

f) 本論文では連文という用語を、それほど多くない複数の文のつながりという意味で用いる。

g) 大森[5]は、要求に相当する事態を表現するにあたって、話し手以外の他者の要求については、それが誰の要求であるかを括弧記号“{ }”で囲んで明示している。

Q」といった形式をとる。譲歩節を伴う複文は、こうした依存関係を仮定して、前件 P を否定する表現、あるいは後件 Q を否定する表現である。例えば「真面目に勉強をすれば成績はあがる。」という依存関係を仮定すれば、「真面目に勉強をしても、成績はあがらないだろう。」(後件の否定)や「真面目に勉強をしなくても、成績はあがるだろうに。」(前件の否定)が譲歩の表現になる。このように、譲歩節を伴う複文は前件と後件との間に仮定した依存関係を否定する表現に過ぎず、譲歩節は条件節としての性格も持つ。

したがって、条件節と同様に、譲歩節は要求を表現し得ない。参考のために、以下の文例を見てみよう。それぞれの譲歩節は、要求の態度を表す表現を伴うが、要求の態度を帯びるものではない。

文例 1: [飲み物や料理の説明をしてほし {くても／くたって／いとしても}], 手を挙げて店員を呼ばないだろう。

文例 2: [彼が私と結婚したがっているとしても], 私はちっとも嬉しくないわ。

5.5 様態を表す副詞節

益岡ら[6]によれば、様態を表す副詞節(以下、様態節と略称する)は主節における動作の特定のやり方を表し、代表的な形式としては「～ {ように／とおりに (に)}」がある。また、日本語記述文法研究会[9]によれば様態節は主節の事態の様子を説明する。

以下の文例を見てみよう。

文例 1: [描きたいとおりに]絵を描かせてください。

文例 2: うちの子は、[育ってほしいように]育っている。

文例 3: [自分が誰かに愛されたいように]みんなも愛されたいのだろう。

文例 1～文例 3 の様態節は、それぞれ要求の態度を表す表現として「(描き) たい」、「(育っ) てほしい」、「(愛され) たい」を伴っている。しかしながら、上述したような様態節の働きからして、様態節が要求の態度を表す表現を伴うにしても、それは要求の態度を表出するために用いられているのではなく、主節における動作のやり方や、主節の事態の様子を的確に表したり説明したりするために必要であるから用いられているに過ぎない。このことは、要求の態度を表す表現を伴う様態節が、要求の態度を帯びることはないということを意味する。結果として、文例 1～文例 3 の様態節は要求の態度を帯びるものではない。

以上のことから、様態節は要求を表現し得ない。

5.6 付帯状況を表す副詞節

益岡ら[6]によれば、付帯状況を表す副詞節(以下、付帯状況節と略称する)は、ある動作に付随する状態や、ある動作と同時に並行的に行われる付随的な動作を表し[h], 代表的な形式としては「～ {まま (で) / きり / 動詞テ形 / ながら}」がある。

h) 付帯状況節の主体は常に主節の主体と同じである[9]。

以下の文例を見てみよう。

文例 1: 私は[マツゲを機械に挟まれて目を開けてはいけなまま]一人きりでいる。

文例 2: [娘が幸せになることを願いながら]人生をまっとうしたい。

文例 1 と文例 2 の付帯状況節は、それぞれ要求の態度を表す表現として「(開けてはいけな)」、「(願い (ながら))」を伴っている。しかしながら、付帯状況節の性格から、付帯状況節に出現する要求の態度を表す表現は、要求の態度を表出するために用いられているのではなく、主節における動作(つまり主動作)に付随する状態や動作を的確に説明するために必要であるから用いられているに過ぎない。このことは、要求の態度を表す表現を伴う付帯状況節が、要求の態度を帯びることはないということの意味する。結果として、文例 1 と文例 2 の付帯状況節は要求の態度を帯びるものではない。実際、各文例の付帯状況節は「私は目を開けてはいけな。」、「娘が幸せになることを願う。」ということを主張するものではない。

以上のことから、付帯状況節は要求を表現し得ない。

5.7 逆接を表す副詞節

益岡ら[6]によれば、逆接を表す副詞節(以下、逆接節と略称する)を伴う複文は、ある事態が成立するのに伴って別の事態も成立すると予想されるのに、実際にはその予想が成り立たないということを表す。あるいは、ある事態から別の事態が成立すべきだと考えられるのに、その期待が裏切られるということを示す。逆接節を表す代表的な形式としては「～ {けれど (も) / のに / ながら}」がある。

以下の文例を見てみよう。

文例 1: [企業専用のテレビ会議管理アプリを開発したいけれども]認められないだろう。

本文例の逆接節は、要求の態度を表す表現「(開発し) たい」を伴っている。この場合、当該の逆接節が「(開発し) たい」によって発話時に要求の態度を帯びるか否かが問題となる。

本文例は、その逆接節と主節を単文化した表現を用いて、以下に示すようにほぼ同義の連文によって表現できる。

同義連文(文例 1): 企業専用のテレビ会議管理アプリを開発したい。けれども、認められないだろう。

この同義連文における第 1 文は、文例 1 の逆接節に対応している。そして、こうした同義連文表現が可能であるということは、当該の逆接節について「企業専用のテレビ会議管理アプリを開発したい。」という言い切りが可能であることを意味している。したがって、本文例の逆接節は「(開発し) たい」によって発話時に話し手の要求の態度を帯びており、要求を表現している。要求に相当する事態は「(話し手が) 企業専用のテレビ会議管理アプリを開発する」である。

同様の論法によって、以下の文例における逆接節は発話時に他者の要求の態度を帯

び、要求を表現していると言える。要求に相当する事態は「(誰かが) テレビ会議システムを導入する {課長}」である。

文例 2: [課長はテレビ会議システムを導入してほしがっているけれども]認められないだろう。

以上のことから、逆接節は要求を表現し得る。そして逆接節は、要求の態度を表す表現を伴って発話時に要求の態度を帯びる場合には、要求を表現すると言える。

5.8 目的を表す副詞節

益岡ら[6]によれば、目的を表す副詞節（以下、目的節と略称する）は、動作の目的を表す。目的節を表す代表的な形式としては「～ {ために (は) / ように / のに (は) / に}」がある。

目的節に描かれている事態は、誰かの目的である。誰かの目的として描かれている事態は、その誰かにとって望ましい未実現の事態であり、その誰かが自身にその実現を求めている事態である可能性がある。したがって、目的節に描かれている事態は、その誰かの要求である可能性がある。そこで以下では、どのような場合に目的節に描かれている事態が要求であると判別できるのかについて、要求概念の定義に照らして考察する。その際、誰の目的を表すかによって目的節を区分けし、その区分けに従って系統的に考察を進める。

5.8.1 話し手の目的を表す目的節

目的節に描かれている事態が、話し手の目的であり、文の発話時に未実現であるとする。この場合、当該事態は、文の発話時に話し手が抱える目的であるという性格上、文の発話時に話し手にとって望ましい未実現の事態であり、話し手が自身にその実現を求めている事態である。また、目的節に描かれている事態は引用によって表現されていない、話し手が捉える事態であるので、文の発話時は事態の発話時と同じである。このように、当該事態は要求であるための条件を満たす。したがって、目的節に描かれている事態が話し手の目的であり文の発話時に未実現である場合には当該事態は要求であると判別できる。

以下の文例を見てみよう。

文例 1: [来年、オーストラリアへ行くために]、今年はしっかり貯蓄した。

文例 2: [要求概念の定義を行う {ために / のに}]、色々と考えている。

上記 2 つの文例の目的節に描かれている事態は話し手の目的である。文の発話時を基準にして文例 1 の主節の時制は過去であるが、目的節に描かれている事態は未来(具体的には「来年」) のことであり、文の発話時には未実現である。文例 2 の主節の時制は文の発話時を基準にして非過去である。この場合、目的節に描かれている事態は未来のことであり、文の発話時には未実現である。したがって、文例 1 と文例 2 の目的節はそれぞれ、「(話し手が) 来年、オーストラリアへ行く」、「(話し手が) 要求概念の定義を行う」という事態を要求として表現している。

一方、以下の文例を見てみよう。

文例 3: [要求概念の定義を行う {ために / のに}]、色々考えた。

文例 1 と同様、本文例の目的節に描かれている事態は話し手の目的であり、主節の時制は文の発話時を基準にして過去である。しかしながら、本文例の目的節に描かれている事態は、文の発話時に、まだ実現されていないかもしれないし、すでに実現されているかもしれない。つまり、文の発話時における当該事態の未実現性が不明である。そのような事態は要求にはなり得ない。このように、目的節に描かれている事態が話し手の目的であっても、文の発話時における当該事態の未実現性が不明である場合には、当該事態は要求にはなり得ず、当該目的節は要求を表現し得ない。

5.8.2 話し手を含めた集団の目的を表す目的節

目的節に描かれている事態が、話し手を含めた集団の目的であり、文の発話時に未実現であるとする。この場合、目的を抱える主体と当該事態の実現を求める相手が当該集団であることを除いて、前節で言及した「話し手の目的を表す目的節」と同様に考えることができる。したがって、目的節に描かれている事態が話し手を含めた集団の目的であり文の発話時に未実現である場合には、当該事態は要求であると判別できる。以下の文例はこの場合に相当し、「(我々国民が) 政治を変える」という事態を要求として表現している。

文例 1: 我々国民は、[政治を変えるために]、選挙のときには投票所に出向くべきだ。

一方、目的節に描かれている事態が話し手を含めた集団の目的であっても、前節の文例 4 と同様に文の発話時における当該事態の未実現性が不明である場合には、当該事態は要求にはなり得ない。以下の文例はこの場合に相当する。

文例 2: 我々国民は、[政治を変えるために]、選挙のときには投票所に出向いた。

5.8.3 話し手以外の他者の目的を表す目的節

目的節に描かれている事態が、話し手以外の他者の目的であり、文の発話時に未実現であるとする。この場合、話し手が当該文の発話時に他者の目的に当たる当該事態に言及するためには、当該文の発話時以前に、すでに他者が自身の抱える目的に当たる当該事態について発話していなければならない。当該事態について他者が発話したその時点（つまり、当該事態の発話時）において、当該事態は、他者の目的であるという性格上、他者にとって望ましい事態である。また、当該事態の発話時は当該文の発話時以前であるので、当該文の発話時に未実現である当該事態は、当然ながら当該事態の発話時に未実現である。発話時に他者にとって望ましい未実現の当該事態は、それが目的であるという性格上、発話時に他者が自身にその実現を求めている事態である。このように、当該事態は要求であるための条件を満たす。したがって、目的節に描かれている事態が他者の目的であり、文の発話時に未実現である場合には、当該事態は要求であると判別できる。以下の文例はこの場合に相当し、要求に相当する事態は「(田中君が) 第一志望の大学に合格する {田中君}」である。

文例1: 田中君は, [第一志望の大学に合格する {ために/ように}], 毎日予備校に通っている。

なお, 以下の文例のように, 目的節に描かれている事態が話し手にとって既定でない場合がある。

文例2: 田中君は, [第一志望の大学に合格する {ために/ように}], 毎日予備校に通っているのか?

文例3: 田中君は, [第一志望の大学に合格する {ために/ように}], 毎日予備校に通っている {ようだ/そうだ}。

文例2では, 話し手は目的節に描かれている事態の真偽を問うており, 話し手にとって当該事態の真偽は未定である。話し手が真偽未定とする事態を, 話し手が誰かの要求として表現することは不自然である。また真偽未定の事態について, その望ましさや未実現性など, 要求であるための条件の成立可否を問うこと自体が無意味である。それゆえ, 文例2の目的節に描かれている真偽未定の当該事態は要求を表現しないとすることが適当である。文例3の主節は, 話し手の態度として, 話し手が真とは断定できない知識を相手に述べるという概言の態度[6]を帯びている。これによって, 目的節に描かれている事態について, 話し手は真偽未定としている。それゆえ, 文例2と同様に, 当該事態は要求を表現しないとすることが適当である。

5.8.4 考察のまとめ

以上の考察から, 目的節は要求を表現し得る。そして目的節は, 以下の場合に要求を表現すると言える。

- (1)話し手の目的を表し, その目的が文の発話時に未実現である場合。
- (2)話し手を含めた集団の目的を表し, その目的が文の発話時に未実現である場合。
- (3)他者の目的を表し, その目的が話し手にとって既定であり, 文の発話時に未実現である場合。

5.9 程度を表す副詞節

益岡ら[6]によれば, 程度を表す副詞節(以下, 程度節と略称する)は, 主節に現れる状態の程度を表し, 代表的な形式としては「述語基本形・タ形+ {くらい/ぐらい/ほど/だけ}」がある。

以下の文例を見よう。

文例1: [食べてしまいたいくらい]娘を好きだ。

文例2: この歌は, [卒業しなければならぬほど]反社会的です。

文例1と文例2の程度節は, それぞれ要求の態度を表す表現として「(食べてしまいたい)」、「(卒業し)なければならぬ」を伴っている。しかしながら, 程度節の働きからして, 程度節が要求の態度を表す表現を伴うにしても, それは要求の態度を表出するために用いられているのではなく, 主節に現れる状態の程度を的確に表すために必要であるから用いられているに過ぎない。このことは, 要求の態度を表す表現を

伴う程度節が, 要求の態度を帯びることはないということを意味する。結果として, 文例1と文例2の程度節は要求の態度を帯びるものではない。

以上のことから, 程度節は要求を表現し得ない。

6. おわりに

本論文では, 複文の接続節のうち連体節と副詞節を取り上げ, これらの接続節における要求表現の可否や, 要求を表現し得る接続節がどのような場合に要求を表現するのかを, 要求の態度という言語学的知識や要求概念の定義を利用して明らかにした。このことは, 本論文の新規性として主張できる点である。連体節について言えば, 引用の内容節は要求を表現し得るが, その他の補足語修飾節, 相対名詞修飾節, 非引用の内容節は要求を表現し得ない。副詞節について言えば, 原因・理由節, 逆接節, 目的節は要求を表現し得るが, その他の時節, 条件節, 譲歩節, 様態節, 付帯状況節, 程度節は要求を表現し得ない。要求を表現し得る接続節がどのような場合に要求を表現するかについては, 本文に記した通りである。

連体節と副詞節に限定はされるが, 複文の接続節における要求表現に関するこうした言語学的知識は, これによって所与の複文における接続節が話し手あるいは他者の要求を表現しているか否かを要求概念の定義に立ち返ることなく的確に判別できるようにしたという意味で有用であり, また連体節と副詞節からの要求抽出を可能にしたという意味でも有用である。

参考文献

- 1) 金山博, 那須川哲哉: 要望表現の抽出と整理, 言語処理学会第11回年次大会論文集, pp.660~663 (2005).
- 2) 内山将夫, 大塚裕子, 井佐原均: 自由回答アンケートにおける要求内容の分析, 言語処理学会第10回年次大会論文集, pp.424~427 (2004).
- 3) 乾裕子, 内山将夫, 井佐原均: 言い換えによる自由記述アンケート回答の要求意図判定基準の作成および検証, 言語処理学会第9回年次大会論文集, pp.230~233 (2003).
- 4) 大塚裕子, 内山将夫, 井佐原均: 自由回答アンケートにおける要求意図判定基準, 自然言語処理, Vol.11, No.2, pp.21~66 (2004).
- 5) 大森晃: 要求概念の定義, および要求の態度, 情報処理学会自然言語処理研究会報告, Vol.2010-NL-196, No.21 (2010).
- 6) 益岡隆志, 田窪行則: 基礎日本語文法一改訂版一, くろしお出版 (1992).
- 7) 益岡隆志: 日本語モダリティ探求, くろしお出版 (2007).
- 8) 仁田義雄: 日本語のモダリティと人称, ひつじ書房 (1991).
- 9) 日本語記述文法研究会(編): 現代日本語文法6 複文, くろしお出版 (2008).